

特区における近未来技術実証の動きについて

平成 27 年 12 月 7 日
内閣府地方創生推進室

I. 『日本再興戦略』改訂 2015（6 月 30 日閣議決定）に記載した規制改革事項

（遠隔診療や小型無人機等の「近未来技術実証」の推進）

① テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例

- ・処方薬について、薬剤師は対面で服薬指導を行うこととされているが、遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合の薬剤師による服薬指導の対面原則の例外として、国家戦略特区においては実証的に、対面での服薬指導が行えない場合にテレビ電話を活用した服薬指導を可能とするよう、法的措置を講ずる。
- ・あわせて、本特例において、民間事業者等による医薬品の配達が可能であることを明確化するための所要の措置を講ずる。

④ 小型無人機に係る健全な利活用の実現

- ・災害監視・物流等の多様な分野における新産業の創出や国民生活の利便や質の向上等に資する小型無人機について、航空法改正等による運用ルールを早急に整備した上で、健全な利活用の実現、ひいては我が国の成長戦略に資するよう、国家戦略特区に係る区域会議において、随時、追加的な規制・制度改革について民間事業者等から意見聴取を行い、特区制度を活用した新技術実証を速やかに行うための必要な規制・制度改革に取り組む。これらの取組を含め、全国共通の必要な制度改革を不断かつ確実に進める。

⑤ 小型無人機の実証等に関する無線局免許の迅速化

- ・特区内における小型無人機の活用に関する実証実験や、ベンチャー企業等による製品開発等を推進するため、現在の特定実験試験局制度を見直し、混信等の問題を発生させないための調整をよりきめ細かく行うこと等により、免許が可能な範囲として告示する地域を、現在の地方支分部局の管轄区域ごとから市町村単位等ニーズに応じて柔軟に設定するとともに、迅速な手続の下、現在Wi-Fi等で広く活用されている周波数帯であっても、これを活用可能とする。

II. 特区における小型無人機のデモンストレーション

第 6 回近未来技術実証特区検討会にて、小型無人機のデモンストレーションを実施。

○日時：平成 27 年 7 月 19 日

○場所：秋田県仙北市 田沢湖スキー場

○参加者：野波健蔵 千葉大学特別教授、ミニサーベイヤーコンソーシアム会員企業

III. 特区における現在の取組

6 月の成長戦略を受けて、国家戦略特区ワーキンググループにおいて、小型無人機に係る以下の規制改革事項を検討。

- 実証実験等を行うために開設する無線局（実験試験局）に係る免許取得手続きの迅速化。
- 特区事業において、安全性・確実性の確保を前提として「テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例」の活用可能性を検討。
- 農薬を従来と同じ濃度等でドローン等でも使用する際、全国措置として申請時のデータ提出が不要であることの明確化。